

事故情報分析タスクフォースの発足について

平成 21 年 12 月 消費者安全課

消費者庁発足後、消費者安全法等に基づいた事故情報の一元化が進んでいるところ。これら情報を精査したうえで、的確・迅速に原因究明・分析を進め、再発防止につなげていく取組を推進するため、庁内に外部専門家から構成される「事故情報分析タスクフォース」を以下のとおり発足させる。

1 目的

「事故情報分析タスクフォース」は、消費者庁において一元的に集約する重大事故を含めた消費者事故情報（生命・身体被害に関するもの）についての的確・迅速に原因究明・分析を進めていくために必要となる助言・指導を行う。

（参考）消費者庁設置法案等に関する附帯決議

十四、消費者事故についての調査が、更なる消費者被害の発生又は拡大に資するものであることにかんがみ、消費者庁に集約された情報の調査分析が機動的に行えるようタスクフォースを活用するなど（略）事故原因の究明、再発防止対策の迅速化をはかること。

2 メンバー

事故情報に日々直面している医師、弁護士等、食品安全や子供の事故防止に取り組んでいる専門家、工学や化学等の関連分野の専門家十名程度以内で構成

3 活動

○タスクフォースは、以下の事項について助言・指導を行う。

- イ．原因究明・分析を進める課題や方法の選定
- ロ．試験研究機関、検査機関等実施を委嘱した分析結果の評価
- ハ．その他原因究明・分析の推進に必要な事項

○タスクフォースは、課題毎に関係メンバーが個別的に活動するとともに、必要に応じて全体会合を開催して活動を行う。必要に応じて、適宜メンバー外の専門家の協力を得る。

○タスクフォースが円滑に活動を行うことができるよう、消費者庁は関係省庁・機関（国民生活センター、製品評価技術基盤機構を含む。）と密接な連携協力を図りながら、助言・指導を得るために必要となる原因究明・分析作業を進める。

事故情報分析タスクフォース メンバー名簿

大前 和幸	慶應義塾大学医学部教授
黒木 由美子	(財)日本中毒情報センターつくば中毒 110 番施設長
小松原 明哲	早稲田大学理工学術院創造理工学部教授
澤田 淳	京都第二赤十字病院名誉院長
中島 勸	東京大学大学院医学系研究科准教授
新山 陽子	京都大学大学院農学研究科教授
升田 純	弁護士、中央大学法科大学院教授
松田 りえ子	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
向殿 政男	明治大学理工学部教授
山中 龍宏	緑園こどもクリニック院長

(平成22年4月30日時点)

消費者事故等の収集・仕分けと分析・原因究明の推進について

1. 消費者事故情報等

○消費者安全法に基づく通知情報 資料-9

- ・消費者安全法に基づき、生命・身体被害に関する消費者事故等として消費者庁に通知された事案は1330件（関係行政機関981件、地方公共団体等349件）（平成22年3月31日時点）
- ・そのうち約1/4（318件）が重大事故（関係行政機関205件、地方公共団体等113件）
- ・重大事故に関する追跡調査により、関係行政機関からの通知事案205件は、対策済57件、対策検討・実施中114件、分析着手33件、未進展その他1件に仕分け。また、地方公共団体からの通知事案113件は、対策済26件、対策検討・実施中4件、分析着手38件、未進展その他32件、その他（非公表希望等）13件に分類（平成22年3月31日時点）
- ・以上のような仕分け作業を踏まえながら、消費者庁として独自の対応が必要な事案を抽出し、分析・原因究明を推進

○事故情報データベース、医療機関ネットワーク

- ・生命・身体に係わる消費生活上の事故情報を関係機関から一元的に集約して提供するシステムである「事故情報データベース」の運用を開始
- ・医療機関のなかから、協力機関を委嘱し、定期的に要注意情報の提供を受けるための「医療機関ネットワーク」の構築に着手

○その他

- ・上述の諸データや、消費者庁で収集・作成するその他のデータセットへのタスクフォースメンバーからのアクセス環境を整備し、課題選定等に係わるやりとりの円滑化を図る

2. 分析・原因究明の推進

(1)分析・原因究明の方法

- ・人口動態統計上の死因基本分類に従って、事故発生件数の多いタイプは高い優先度を置きながら、消費者庁として独自の対応が必要な事案を抽出
 - ・転倒・転落事故（本棚転倒事故、遊具事故）
 - ・窒息・溺水事故（ゴムボールによる窒息事故、浴槽用浮き輪による溺水事故）

- ・中毒及び有害物質への曝露（家庭用品等による中毒事故、健康食品による事故）
- ・火災への曝露（ライター火遊びによる火災事故）
- ・上記事案について、消費者庁において実態の追跡調査、同種・類似事案の精査。専門性の高い分野について、タスクフォースメンバーから分析方法の指導や関係する研究者・研究機関の推薦をいただきながら、各事案の分析・原因究明を実施

(2) 中毒及び有害物質への曝露に関する取り組みの現状

○家庭用品等による中毒事故 資料－3

■現状・課題

- ・(財)日本中毒情報センターには、5歳以下の家庭用品等による中毒事故について最近10年間（1999～2008年）で約20万件の事故情報があり、その約9割が経口摂取事故
- ・その他、経皮曝露事故、吸入事故、及び眼に曝露した事故も多発しており、事故発生頻度や傾向、被害程度等を調査し、分析・原因究明にあたり優先度の高い事案を抽出。同種事故防止のために必要な検討を実施

■調査結果等

①事故発生頻度調査

- ・5歳以下の中毒事故のうち、医療機関等による措置が必要な事案や医療機関を受診（相談のみを含む）した事案は3割前後
- ・転帰等を確認している追跡調査事例のうち入院率や症状出現率等から重症度の高い事例(100例)を抽出

②今後の取り組み

- ・TF黒木委員の御指導により発生頻度や最近の事故発生傾向、被害程度を勘案のうえ、同種事故防止対策に優先的に取り組むべき事案を検討

○健康食品による事故 資料－4

■現状・課題

- ・健康食品に関する危害事例は、P I O－N E Tに過去5年間で約3千件報告。特に60歳以上の高齢者においては、健康食品が危害情報数の最上位商品
- ・(独)国民生活センターと連携し、P I O－N E T情報に関して、危害内容や基礎疾患、商品群別に危害事例を整理、専門家の指摘等をふまえ、分析・原因究明に取り組むべき要注意な事案を抽出

■調査結果等

① P I O - N E T 情報整理

- ・関係機関の情報も参考に、危害事例が多い課題について、商品群や基礎疾患、危害内容別に整理

②今後の取り組み

- ・T F 大前・松田委員等に御指摘頂き、危害事例が多い以下の商品群について、調査・テストの実施を検討
 - ・危害事例が多く発生
 - ・特定の疾患に関連した危害が多く発生
 - ・危害内容として特に多い消化器障害の危害が発生

(3) 転倒・転落事故に関する取り組みの現状

○本棚転倒事故 資料-5

■現状・課題

- ・昨年、札幌市古本店で発生した本棚転倒事故について、警察庁等と連携し、事故発生状況を確認するとともに、類似の製品使用や使用形態の可能性について、古書籍商組合や家具協会等の関係機関にヒアリング。類似事故発生の可能性を検討
- ・一部関係機関では、家具の転倒に関する安全性について、家具の形状（奥行きと高さ）による評価を実施

■調査結果等

①家具の転倒に関する安全性評価

- ・T F 向殿主査、建築及び機械工学の専門家からの御指導等をふまえ、家具の転倒に対する安全性評価手法等について検討
- ・両専門家からの御指導により振動実験台等を用いて、振動波形、周波数、振幅を変化させ、通常使用時に想定される危険な状況を再現するとともに、床面条件や収納状況を変化させ、評価式の適用性を確認

②事故防止対策

- ・実験結果やT F 小松原委員の御指摘を踏まえ、同種事故防止のための注意喚起案を検討。古書籍商組合から機関紙等により業界内で情報共有予定
- ・家具協会や家具工業連合工業会等の協力やホームページ等を通じて、製造者、流通業者及び消費者へ家具の転倒防止に関する注意喚起

○遊具事故 資料-6

■現状・課題

- ・消費者庁には、遊具に起因する消費者事故等として11件が通知（うち10件が重大事故等）
- ・国土交通省では「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を策定し施設管理者へ周知するとともに、都市公園で発生した事故情報等についても情報共有を図っているところ
- ・管理者によっては技術力や点検体制が異なるなどから、原因究明や改善措置が効果的・効率的に実施されるような取り組みを検討

■調査結果等

①現地調査

- ・集約された事故情報について、必要に応じ現地調査等により原因調査を実施し、関係者と連携して事故防止対策を検討（5件）

②情報共有体制の構築

- ・現在、都市公園での事故情報等については共有されているが、それ以外の事故情報についてもより広範に、関係行政機関の間で共有・周知する仕組みを構築

③事故防止対策

- ・TF山中委員及び遊具の事故に関する専門家からの御指摘等をふまえ、ブランコ等揺動系遊具や複合系遊具等の発生頻度の高い事故について、効果的・効率的に事故防止を図るため、日常点検の重点項目や暫定的な補修事例をとりまとめ、関係機関や地方自治体等に通知

(4)火災への曝露に関する取り組みの現状

○ライター火遊びによる火災事故 資料-7

■現状・課題

- ・経済産業省では、消費生活用製品安全法に基づく構造上の安全規制等に関する検討について、昨年消費経済審議会安全部会に諮問
- ・消費者庁としては、関係機関と連携して、事故実態の把握と市場流通実態の把握

■調査結果等

①事故実態調査

- ・消防庁と連携し、政令指定都市消防本部に、最近5年間の発火源がライターの火遊びについて、製品の種類、行為者等調査
- ・火遊びによる火災のうち発火源がライターであるものの占める割合は約5割（H11～20全国（全年齢））
- ・平成16年から20年にかけて、政令指定都市では火遊びによる火

災のうち発火源がライターであるものが約1300件発生し、そのうち約500件以上で行為者が12歳以下であると判明

- ・製品が判明した事例では、使い捨て式が約9割

②市場流通調査

- ・ライターを取り扱っている約400店舗において、約4400万個（約750種類）をサンプリング。さらにサンプリング製品の製造・輸入事業者（79社）やその他の日本喫煙具協会（61社）から販売数や形状、注意喚起状況等を調査
- ・国内市場ではコンビニエンスストアや100円ショップで全体の約9割を取り扱っており、型式の判明分のうち大部分が使い捨てライター
- ・（社）日本喫煙具協会25社から回答、約8割は輸入製品。また、使い捨てライターは約9割で、多数は電子式の着火方式。また、協会基準を満たす製品は約9割

③海外基準調査

- ・関係機関と調整し、イギリスやドイツ等の検査機関に検査体制について調査
- ・欧州では、チャイルドレジスタンス規格（EN13869）によりライター製造会社から提出されるアメリカの検査機関の報告書を審査、認証

④事故防止対策

- ・調査結果等をふまえ、子供のライター使用に係わる注意点について、都道府県及び政令指定都市、並びに国民生活センター・各消費生活センターに対し、消費者への周知及び注意の喚起を実施
- ・厚生労働省や文部科学省等、関係機関と連携して、さらなる取り組みの推進を検討

(5) 窒息・溺水事故に関する取り組みの現状 資料-8

○ゴムボールによる窒息事故

■現状・課題

- ・誤飲チェッカー等による検査を踏まえ、3歳未満の幼児に対する使用禁止又はその旨の注意表示の自主基準・マーク表示等

■調査結果等

①市場構造等のヒヤリング調査

- ・（社）日本玩具協会の協力により、インターネット販売等も含めたゴムボール等に関する販売の市場構造を玩具卸（9店）、製

造販売（2店）からヒヤリング

- ・玩具店や駄菓子販売店、100円均一ショップ、ディスカウント店以外にも多くの店舗（スーパー、コンビニエンスストア、イベント用品店等）やインターネット、カプセル等の自動販売機器等でも販売されており、さらに縁日、町内会や子供会等が卸問屋から直接購入する等、多岐にわたって流通しているとの指摘

②流通実態調査

- ・卸問屋（837店）にアンケート調査し、販売個数や大きさ、製造国を調査（回答率約42%）これらのうち約50%でゴムボールを取り扱い
- ・問屋間流通も含め年間約3600万個（のべ数）が扱われており、そのうち2400万個が市場へ流通。径32mm未満が約7割、日本製約5割
- ・一般消費者の購入先は、玩具店約42%、露店・駄菓子屋約28%、卸問屋約17%

③販売状況調査

- ・玩具店（3,186店）、駄菓子販売店（154店）、100円均一ショップ（3,306店）、ディスカウント店（1,354店）の約8,000店にアンケート調査（回答率約64%）
- ・これらのうち約33%でゴムボールが扱われ、年間販売個数約375万個、径32mm未満が約95%
- ・販売個数の大半を玩具店と100円均一ショップで二分しており、その約4割では、販売時に取扱注意の説明を実施

④今後の取り組み

- ・ゴムボールの大きさや購入先等の流通実態調査結果を踏まえ、事故防止対策について検討着手

○浴槽用浮き輪による溺水事故

■現状・課題

- ・（社）日本玩具協会において、経済産業省の要請により、メーカー共同での注意喚起を指導、メーカー独自の販売自粛

■調査結果等

- ・ゴムボールと同様に卸問屋や玩具店、100円均一ショップ等にアンケート調査を実施（回収率 卸問屋約4割、店舗約6割）
- ・本調査では当該製品に関する取り扱いはないことを確認

家庭用品等による中毒事故

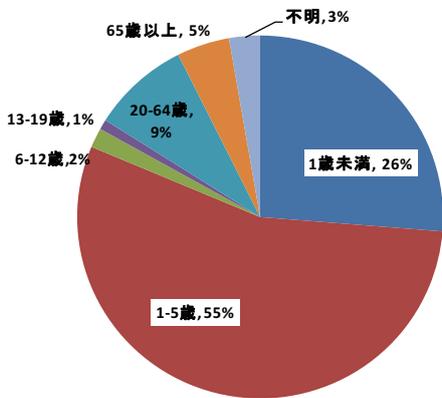
○家庭用品等による中毒事故について、5歳以下では最近10年間で約20万
 件の事故情報があり、そのうち3割前後は、医療機関等による措置が必要
 な事案または医療機関を受診した(相談のみを含む)事案
 ○事故発生頻度や傾向、被害程度等を調査し、原因究明・分析にあたり優先
 度の高い事案を抽出、事故防止のために必要な検討を実施

[現状・課題]

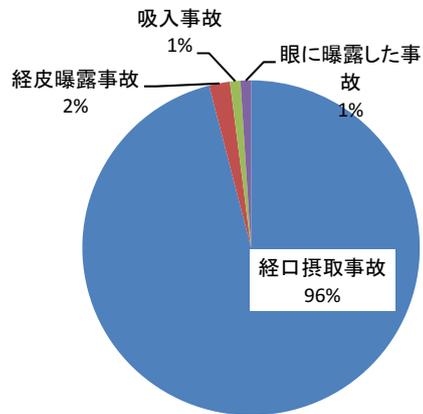
- (財)日本中毒情報センターには、家庭用品等による中毒事故について最近10年間(1999~2008年)で約25万件が相談され、その8割以上が5歳以下で発生。そのうち、約9割が経口摂取事故
- その他、経皮曝露事故、吸入事故、及び眼に曝露した事故も多発しており、事故発生頻度や傾向、被害程度等を調査

[取組み]

- 5歳以下の中毒事故のうち、医療機関等による措置が必要な事案や医療機関を受診(相談のみを含む)した事案は3割前後
- 転帰等を確認している追跡調査事例のうち、入院加療を必要とした事例など重症度の高い事例(100例)を抽出
- TF黒木委員の御指導により発生頻度や最近の事故発生傾向、被害程度を勘案のうえ、優先的に取り組むべき事案や誤飲リスクを低減させる事故防止対策を検討



年齢別相談数 (約25万件)



事故種類 (5歳以下 約20万件, 重複経路有り)

事故種類と医療機関等による措置必要性

事故種類	項目	受信件数(件)						
		総数	連絡者			受診 勧告*	受診勧告 +医療機関	
			医療機関	一般市民	その他			
経口摂取事故	家庭用品	200571	17952	181357	1262	19446	37398	18.6%
経皮曝露事故		4536	387	4119	30	526	913	20.1%
吸入事故		2522	282	2216	24	469	751	29.8%
眼に曝露した事故		1945	227	1702	16	482	709	36.5%

* 一般市民とその他に対して受診を勧めた場合

家庭用品等での重症度の高い事例100例

うち	重症度の高い事例	例数
肺炎・肺水腫	30例	
意識障害	13例	
痙攣	4例	
消化管狭窄	3例	
鼻中隔穿孔・壊死	3例	
人工呼吸管理	8例	
手術による摘出	8例	
解毒剤投与	6例	

(重複を含む)

健康食品による事故

- 過去5年間でPIO-NETに寄せられた健康食品に関する危害事例(約3千件)について、危害内容や関連性の高い基礎疾患等について整理
- 危害事例が多い課題について、商品群や基礎疾患、危害内容別に関係機関の取組状況を勘案し整理し、分析・原因究明にとり組むべき要注意な事案を抽出

[現状・課題]

- 健康食品に関する危害事例は、PIO-NETに過去5年間(2004-2008年度^(注))で約3千件報告。健康食品の危害事例は特に60歳以上の高齢者に多い。

(注) 2004~2008年度合計(2009年11月30日までの登録分)

PIO-NET危害事例の精査

(1) 危害事例の多い商品群

順位	商品群	危害件数(件)
1	きのこ粉末	196
2	クロレラ	115
3	高麗人参茶	112
4	酵素食品	91
5	プロポリス	87
6	深海鮫エキス	74
7	ローヤルゼリー	73
—	他の健康食品	1076

※他の健康食品のうち、50件以上の危害事例が寄せられているもの

- ・ コラーゲン(84件)
- ・ ヒアルロン酸(63件)

(2) 特定の疾患と関連した危害事例

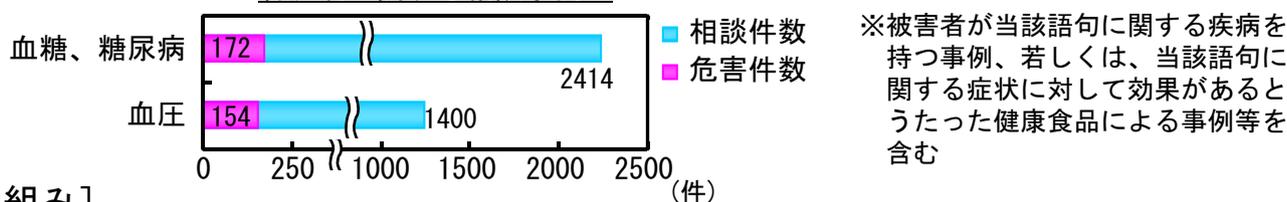
特定の疾患(血糖、血圧)に関連した事例が多く寄せられており、うち、被害者が60歳以上の事例が7割以上を占める

(3) 危害内容

危害内容としては消化器障害が多く、下痢に関する事例は476件

下痢に関する危害事例が多く発生している商品はクロレラ(36件)等

各疾病に関する相談事例※



[取組み]

■ 追跡調査

危害事例が多い以下の商品群について、調査・テストの実施を検討

- (1) 危害事例が多く発生している商品群
- (2) 特定の疾患に関連した危害が多く発生している商品群
- (3) 危害内容として特に多い消化器障害の危害が多く発生している商品群

本棚転倒事故

- 昨年、札幌市古本店で本棚転倒事故が発生。事故状況について警察庁等より確認するとともに、関係者から関連情報をヒアリング
- 類似事故防止のために、家具の転倒に関する安全性評価手法を調査・検討し、それらをふまえ、類似事故防止対策を推進

[現状・課題]

- 昨年、札幌市古本店で発生した本棚転倒事故について、警察庁等と連携し、事故発生状況を確認するとともに、類似の製品使用や使用形態の可能性について、古書籍商組合や家具協会等の関係機関にヒアリング。類似事故発生の可能性を検討
- 一部関係機関では、家具の転倒に関する安全性について、家具の形状(奥行きと高さ)による評価を実施

[取組み]

- TF向殿主査、小松原委員、建築及び機械工学の専門家からの御指導等をふまえ、振動実験台等を用いて、通常使用時に想定される危険な状況を再現、床面条件や収納状況を変化させ、既存の評価式の適用性を確認
- 実験結果等をふまえ、同種事故防止のための注意喚起案を検討。全国古書籍商組合、家具協会や家具工業連合工業会等の協力等により、製造者、流通業者及び消費者へ家具の転倒防止に関する注意喚起

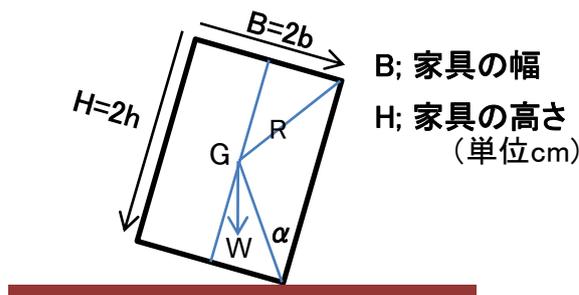


図1.角柱の転倒

B; 家具の幅
H; 家具の高さ
(単位cm)

物体に衝撃を与えたとき、それが転倒するために次式を提案
(図1参照)

$$V=2\sqrt{gb\alpha}/3$$

V 転倒に必要な速度、g 重力加速度

α が小さいとして、地震時の速度を100 kineと仮定すると、次式により転倒の有無を判断できると提案

$$B/\sqrt{H}\leq 4$$

日本オフィス家具協会安全性評価基準
(参考 日本建築学会大会学術講演概要 石山ら, 1979年9月)

遊具に起因する小児事故

- 遊具に起因する事故については、管理者によって対応が異なる場合もあり、消費者庁において関係者と連携して調査・対策の検討を実施
- 調査結果等をふまえ、事故防止対策として関係行政機関での事故情報共有体制の強化や発生頻度の高い事故について、効果的・効率的な日常点検や事故予防支援に資する取組を推進

[現状・課題]

- 消費者庁には、遊具に起因する消費者事故等として11件が通知(うち10件の重大事故等)
- 国土交通省では「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を策定し施設管理者へ周知するとともに、都市公園で発生した事故情報等についても情報共有を図っているところ
- 管理者によっては技術力や点検体制が異なることなどから、原因究明や改善措置が効果的・効率的に実施されるような取組を検討

[取組み]

- 集約された事故情報について、必要に応じ現地調査等により原因調査を実施し、関係者と連携して事故防止対策を検討(5件)
- 現在、都市公園での事故情報等については共有されているが、それ以外の事故情報についてもより広範に、関係行政機関の間で共有・周知する仕組みの構築
- 事故情報分析タスクフォース山中委員及び遊具の事故に関する専門家からの御指導等をふまえ、ブランコ等揺動系遊具や複合系遊具等の発生頻度が高い事故について、効果的・効率的に事故防止を図るため以下をとりまとめ、関係機関や地方自治体等に通知
 - ・事故防止につながる日常点検の重点項目
 - ・事故予防等のため、暫定的な補修事例 等



複合遊具での転落事故現場

ライター火遊びによる火災事故

- 経済産業省において消費生活用製品安全法に基づく構造上の安全規制等について検討中
- 消費者庁としては、関係機関と連携し、事故実態の把握、市場流通調査、海外基準調査を行い、上記検討において情報提供するとともに、消費者への周知及び注意喚起を実施

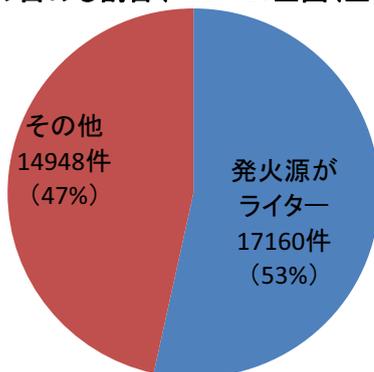
[現状・課題]

- 経済産業省では、消費生活用製品安全法に基づく構造上の安全規制等についての検討について、昨年消費経済審議会製品安全部会に諮問
- 消費者庁としては、関係機関と連携して、事故実態の把握と市場流通実態の把握等を実施

[取組み]

- 消防庁と連携し、政令指定都市消防本部に、最近5年間の発火源がライターの火遊びによる火災について、発火源がライターであるものの占める割合は約5割(H11～20全国(全年齢))
- 平成16年から20年にかけて、政令指定都市では行為者が5歳未満の場合に特に高い死傷者の発生率。製品が判明した事例では、使い捨て式が約9割
- さらに、市場流通調査、海外基準調査を行い、子供のライター使用に係わる注意点について、都道府県及び政令指定都市、並びに国民生活センター・各消費生活センターに対し、消費者への周知及び注意喚起を実施

火遊びによる火災のうち発火源がライターであるものの占める割合(H11～20全国(全年齢))



火遊びによる火災のうち発火源がライターの火災の死傷者発生率(H16～20政令指定都市(12歳以下))

行為者年齢	件数 [件]	死者数 [人]	負傷者数 [人]	死傷者の発生率[注1]
5歳未満	107	1	73	69.2
5歳以上 12歳以下	419	7	72	18.9
合計	526	8	145	29.1

※全年齢での総件数は1319件

注1)「死傷者の発生率」=(死者数+負傷者数)÷件数×100

火遊びによる火災のうち発火源がライターのもの分類結果(判明分のみ)(H16～20政令指定都市(12歳以下))(単位:件)

行為者年齢	使い捨て式 86.1%			注入式 5.7%			その他(点火棒を含む) 6.7%	ノベルティ 1.5%	合計
	フリント式	電子式	小計	フリント式	電子式	小計			
5歳未満	19	58	77	2	0	2	7	3	89
5歳以上 12歳以下	25	65	90	2	7	9	6	0	105
合計	44	123	167	4	7	11	13	3	194

浴槽用浮き輪による溺水事故, ゴムボールによる窒息事故

- 「日本小児科学会雑誌Injury Alert」では、浴槽用浮き輪やゴムボールによる事故報告があり、(社)日本玩具協会においても、浴槽用浮き輪の注意喚起や、ゴムボールの自主基準等の取り組み
- 事故防止のため各製品の流通・販売状況を調査するとともに調査結果をふまえ効果的な事故防止対策を検討

[現状・課題]

- 国内で浴槽用浮き輪の類似事故は国民生活センターに10件報告、ゴムボールについても論文等で3件の事故発表されており、日本小児科学会でも情報共有
- (社)日本玩具協会においては、浴槽用浮き輪の注意喚起やゴムボールの自主基準策定等の取り組みを実施
- ゴムボールは市場流通状況や購入経路の把握が困難であり、事故防止対策検討のため、インターネット販売等も含め種類、サイズ、数量を実態調査するとともに、流通実態や購入経路、注意喚起状況を調査

[取組み]

- 流通実態調査
 - ・ 卸問屋(837店)にアンケート調査を実施し、流通実態を調査するとともに、玩具店、100円均一ショップ等約8000店舗に販売状況を確認
 - ・ 浴槽用浮き輪については取り扱いなし
 - ・ 今回調査では、約4割の卸問屋から回答があり、約2400万個のゴムボールが市場へ流通。径32mm未満の小型サイズが約2割、日本製が約5割
 - ・ 一般消費者は玩具店や露店・駄菓子店から多く購入
- 事故防止対策
 - ・ 流通実態を踏まえ、事故防止対策について検討着手

